

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器・再生医療等製品担当参事官室

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律施行規則第 168 条、第 175 条第 2 項及び第 194 条の規定による
研修の効果的な実施について

標記について、別添写しのとおり、各研修実施機関宛に事務連絡しました
ので、御了知の上、貴管内関係団体、関係機関等に周知いただきますよう、
御配慮願います。